

高知県システム開発人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県システム開発人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム開発人材育成講座 県が県内の求職者を対象に実施する実践的なシステム開発技術を習得するための講座。
- (2) 正規職員 期間を定めないで雇用される労働者（ア及びイに掲げる者を含む。）
 - ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者で週所定労働時間が20時間以上の者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。次号において「派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者
- (3) IT関連業務 総務省が定める日本標準産業分類における中分類「10 情報処理・通信技術者」に該当する業務

(補助目的、補助対象事業及び補助額)

第3条 県は、県内事業者（以下「補助事業者」という。）におけるシステム開発人材の確保及び実務経験のないシステム開発人材育成講座受講者の雇用機会の拡大を図るため、補助事業者が行う別表第1に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助額については、雇用1人につき50万円とする。ただし、支給対象者は1社当たり2人を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を支給対象者の雇用開始から60日以内に知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない

ないこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式による補助事業の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の不交付要件)

第6条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金を交付しない。

- (1) 偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に交付申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。)により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請日又は交付決定日の時点で、厚生労働省が実施している雇用関係助成金の不支給措置がとられている場合
- (2) 交付申請した年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない場合
- (3) 交付申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行っている場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項若しくは第5項の規定に該当する営業を行っている場合又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っている場合
- (5) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)である場合
- (6) 暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等である場合
- (7) 交付申請日又は交付決定日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1号に規定する倒産をいう。)している(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。))を行っている場合
- (8) 令和5年度システム開発人材育成講座の開始前に雇用の内定を行った受講者を支給対象者として雇用する場合

- (9) 補助対象企業の経営者又は取締役の3親等以内の親族である受講者を支給対象者として雇用する場合
- (10) 雇用開始6箇月以内の対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- (11) 交付申請日又は交付決定日の時点で県税に滞納がある場合
- (12) 同一の支給対象者について県が実施する他の補助金、雇用奨励金の交付を受けている場合

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、第4条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが前条各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 第5条に規定する補助金の交付の条件を満たさなくなったとき。ただし、特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときを除く。
- (4) 第6条に規定する不交付要件に該当したとき。
- (5) 正当な理由がなく、第12条に規定する実績報告書を提出しないとき又は第13条の規定による検査を拒んだとき。
- (6) システム開発人材育成講座終了前に雇用した支給対象者が、システム開発人材育成講座を修了しなかったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者が補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(事業実施期間)

第 11 条 補助事業者は、支給対象者の雇用の開始日から 6 箇月の期間を補助事業実施期間としなければならない。

2 補助事業者は、補助事業実施期間内に、支給対象者の休職等により無給の日が生じた場合には、無給の日数を除外した 6 か月の期間を補助事業実施期間とし、第 9 条の規定による補助事業の内容の変更を行わなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業実施期間の終了日が令和 6 年 3 月 31 日までの場合は補助事業実施期間の終了日から起算して 60 日以内又は令和 6 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業実施期間の終了日が令和 6 年 4 月 1 日以降の場合は補助事業実施期間の終了日から起算して 60 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 4 号様式による実績報告書を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、必要な検査（報告書等の書類の審査及び現地調査）を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、補助金交付決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業が複数年にわたる場合にあっては、最終の補助事業が完了した日）の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(報告及び調査)

第 15 条 知事は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の実施について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(情報開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

システム開発人材確保事業

過去に次のアからキに掲げる講座の受講者を雇用したことがない補助事業者が、令和5年度システム開発人材育成講座受講者のうち IT 関連業務に関する実務経験のない者（以下、「支給対象者」という。）を正規職員として雇用し、6箇月以上 IT 関連業務に従事させる事業。

- ア 平成30年度アプリ開発人材育成講座<エキスパートコース>
- イ 平成31年度アプリ開発人材育成講座<エキスパートコース>
- ウ 令和2年度アプリ開発人材育成講座（県内通学コース）
- エ 令和2年度アプリ開発人材育成講座（県内通信コース）
- オ 令和2年度アプリ開発人材育成講座<オンラインコース>
- カ 令和2年度アプリ開発人材育成講座<オンラインコース（Java）>
- キ 令和4年度システム開発人材育成講座

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。